



国土交通省

東北運輸局岩手運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：岩手県政記者会》

令和6年7月22日
国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局

一般乗合旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました

令和6年5月20日に東北運輸局岩手運輸支局が下記の一般乗合旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：岩手県交通 株式会社 代表取締役会長兼社長 本田 一彦
(法人番号：7400001002221)
岩手県盛岡市盛岡駅前通3番55号

営業所：都南営業所
岩手県盛岡市手代森7地割字新道下40番地14号

2. 行政処分等年月日 令和6年7月11日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分（60日車）

令和6年7月22日から令和6年8月20日（2両×30日）

(2) 文書警告

4. 違反の概要

①運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

②無車検運行

(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

(道路運送車両法第58条第1項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 岩手運輸支局 輸送・監査部門
担当：本間、竹林

TEL：019-638-2154

(ダイヤルイン「3」)